

令和 7 年度 日出町障がい者就労施設等優先調達方針

1 目 的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、町の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、日出町の全組織を対象とする。

3 障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、別紙 1 のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、別紙 2 のとおりとする。

5 調達目標

当該年度の障がい者就労施設等からの調達目標については、下記のとおりとする。

- ・ 物品 616,000 円
- ・ 役務 2,058,000 円

6 調達推進の方法

- （1）この方針の担当は介護福祉課とし、障がい者就労施設等が供給可能な物品等について情報を収集し、各課に情報提供を行うものとする。
- （2）各課は、障がい者就労施設等からの物品等の調達が前年度実績を上回るよう、発注可能な物品等については積極的に発注する。
- （3）各課は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、日出町契約事務規則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 15 号）など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （1）この方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- （2）調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

別紙 1

障がい者就労施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等に基づく事業所・施設等
 - （1）就労移行支援事業所
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
 - （2）就労継続支援事業所（A 型・B 型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
 - （3）生活介護事業所
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
 - （4）障害者支援施設
就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。
 - （5）地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
 - （6）小規模作業所
障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- 2 障がい者多数雇用企業
 - （1）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「雇用促進法」という。）に定める特例子会社
障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数やその割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
 - （2）重度障がい者多数雇用事業所
重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
重度障がい者多数雇用事業所の要件
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- 3 在宅就業障がい者等
 - （1）在宅就業障がい者
雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障がい者
 - （2）在宅就業支援団体
雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

別紙 2

優先調達の対象品目

	品目	具体例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物 など
	小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品、金工品、刺繍品、陶磁器、ガラス製品、おもちゃ、人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	その他の物品	机、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、看板、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など